

平成 24 年 9 月 25 日

## 「かんぽ生命保険の学資保険の改定に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集」について

社団法人生命保険協会

当会は、生命保険事業が社会的役割と責任を果たすためには、そのインフラとして、生命保険市場における公正な競争条件の整備が重要であり、郵政民営化においてもそのような環境整備が行われることで、かんぽ生命を純粋な民間生命保険会社として、公正かつ自由な民間の生命保険市場に吸収・統合し、活力ある経済社会の実現に繋げていくことが必要であると考えております。

また、こうした観点から、かんぽ生命の加入限度額引上げおよび業務範囲の拡大は、同種の業務を営む事業者との適正な競争関係を阻害しないための「公正な競争条件の確保」、および引受・支払等の「適切な態勢整備」が実現されることが前提であり、これが実現しないのであれば、かんぽ生命の加入限度額引上げや業務範囲の拡大は認められません。

今般、かんぽ生命から、郵政民営化法第 138 条第 1 項の規定に基づき、金融庁長官及び総務大臣に対して、学資保険の改定に係る認可申請が行われ、郵政民営化委員会により調査審議に向けた意見募集が行われておりますので、上記の当会の考え方に基づき、意見をいたします。

なお、今後の調査審議については、「公正な競争条件の確保」等の観点から、当会を含めた関係業界への十分な意見聴取がなされることを強く要望いたします。

### 1. 「公正な競争条件の確保」について

今般認可申請があった学資保険の改定は、かんぽ生命の業務範囲の拡大に該当するのですが、郵政民営化法第 138 条第 4 項においては、新規業務の認可の条件として「他の生命保険会社との適正な競争関係を阻害するおそれがないと認められるとき」と規定されていることを踏まえ、その調査審議にあたっては、同種の業務を営む事業者との適正な競争関係を阻害しないための「公正な競争条件」が確保されることが必須であると考えます。

しかしながら、郵政民営化法においては、株式処分の明確な期限が付されていないため、かんぽ生命への間接的な政府出資が恒久的に続いて、「政府が何らかの支援を行うのではないか」との消費者の認識が生じる様な状態では「公正な競争条件」が確保されない懸念があります。

従って、日本郵政株式会社の事業計画において、かんぽ生命の株式の完全処分につき適切な期限を定めるなど、かんぽ生命への間接的な政府出資の解消に向けた取組みが進められなければ、今般の学資保険の改定は、到底容認できません。

なお、金融二社の株式に対する市場の評価が日本郵政株式会社の株式価値に多大な影響を与えるとの前提に立てば、日本郵政株式会社の株式の処分計画を示す際に、当然にかんぽ生命の株式処分計画が示さるべきと考えます。

### 2. 学資（子ども）保険マーケットについて

厚生労働省「平成 23 年人口動態統計」によれば、出生数は昭和 48 年をピーク（約 209 万人）に減少を続け、平成 23 年の出生数はピークの約半分（約 105 万人）にまで落ち込んでおります。また、国

立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」の推計結果（死亡中位、出生中位）によれば、今後も、出生数の減少傾向は続き、平成30年には約87万人、平成40年には約76万人にまで落ち込むことが示されており、学資保険マーケットは縮小する見込みです。

そうしたなか、かんぽ生命の学資保険はH23年度の販売件数実績で3割を超える業界トップシェアを占めており、既に民間生命保険会社と相当な競合状態にあり、民業を圧迫していると認識しております。

また、学資保険の特性として、学資保険のご加入をきっかけにそのご家族の死亡保障商品等にご加入されるお客様や、学資保険が満期を迎えた後も継続してその保険会社と取引を続けて行くお客様がいらっしゃることが挙げられます。

従って、「公正な競争条件」が確保されないなかでの学資保険の改定は、学資保険マーケットのみならず死亡保障マーケット等においてさらに民業を圧迫する懸念があり、民間生命保険会社の経営に与える影響は極めて大きいと認識しております。

郵政民営化法第138条第4項においては、認可申請があった場合には「他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情」を考慮することとされておりますので、前述のマーケット状況等を十分に踏まえれば、「公正な競争条件」が確保されない懸念があるなか、学資保険の改定は到底容認できません。

### 3. かんぽ生命のビジネスモデルについて

かんぽ生命は認可申請の理由を「学資保険の改定により、商品の魅力を向上させ、収益の確保による経営の安定化を図ることが、株式上場に向け市場の高い評価を得ていくために必要である」としておりますが、かんぽ生命のミッションおよびビジネスモデルの具体像、かんぽ生命への間接的な政府出資の解消に向けた取組みは未だ示されておらず、学資保険改定の位置付けや収益想定等は不透明なままであります。

「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見（案）」への意見でも申し上げましたように、かんぽ生命のビジネスモデルの具体像が早期に示されるべきであり、また、ビジネスモデルの革新は、かんぽ生命への間接的な政府出資の解消に向けた取組みが実現されたうえで、「公正な競争条件の確保」および引受・支払等の「適切な態勢整備」が図られることを前提として、生命保険市場の機能をゆがめない形で進められるべきです。

郵政民営化委員会によって、そのビジネスモデルの具体像等が検証される過程で、今般の学資保険の改定が「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見」で示された「民間金融機関としてのリスク管理と顧客へのサービス提供によるリターンの確保、日本郵政グループの公益性を含めた企業価値の最大化、郵政事業の確実な実施を通じた国民全体の利益の最大化」といった勘案事項に対してどのように貢献・寄与するのか、十分かつ慎重に検証を行うことが必要であり、こうした検証が行われなければ、学資保険の改定は到底容認できません。

以上、当会の意見を踏まえ、郵政民営化委員会においては、公正・中立な第三者の立場から、十分かつ慎重な調査審議を行っていただくことを強く要望いたします。

以上